

「時間額 889円から時間額 920円に引き上げとなります」

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **920** 円

（効力発生年月日 令和4年10月2日）

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省北海道労働局 労働基準部 賃金室		011-709-2311（内線 3533）	
札幌中央 労働基準監督署	011-737-1191	滝川 労働基準監督署	0125-24-7361
札幌東 労働基準監督署	011-894-2815	北見 労働基準監督署	0157-88-3983
函館 労働基準監督署	0138-87-7605	室蘭 労働基準監督署	0143-23-6131
江差駐在事務所	0139-52-1028	釧路 労働基準監督署	0154-45-7835
小樽 労働基準監督署	0134-33-7651	名寄 労働基準監督署	01654-2-3186
倶知安支署	0136-22-0206	留萌 労働基準監督署	0164-42-0463
岩見沢 労働基準監督署	0126-22-4490	稚内 労働基準監督署	0162-73-0777
旭川 労働基準監督署	0166-99-4704	浦河 労働基準監督署	0146-22-2113
帯広 労働基準監督署	0155-97-1243	苫小牧 労働基準監督署	0144-88-8899